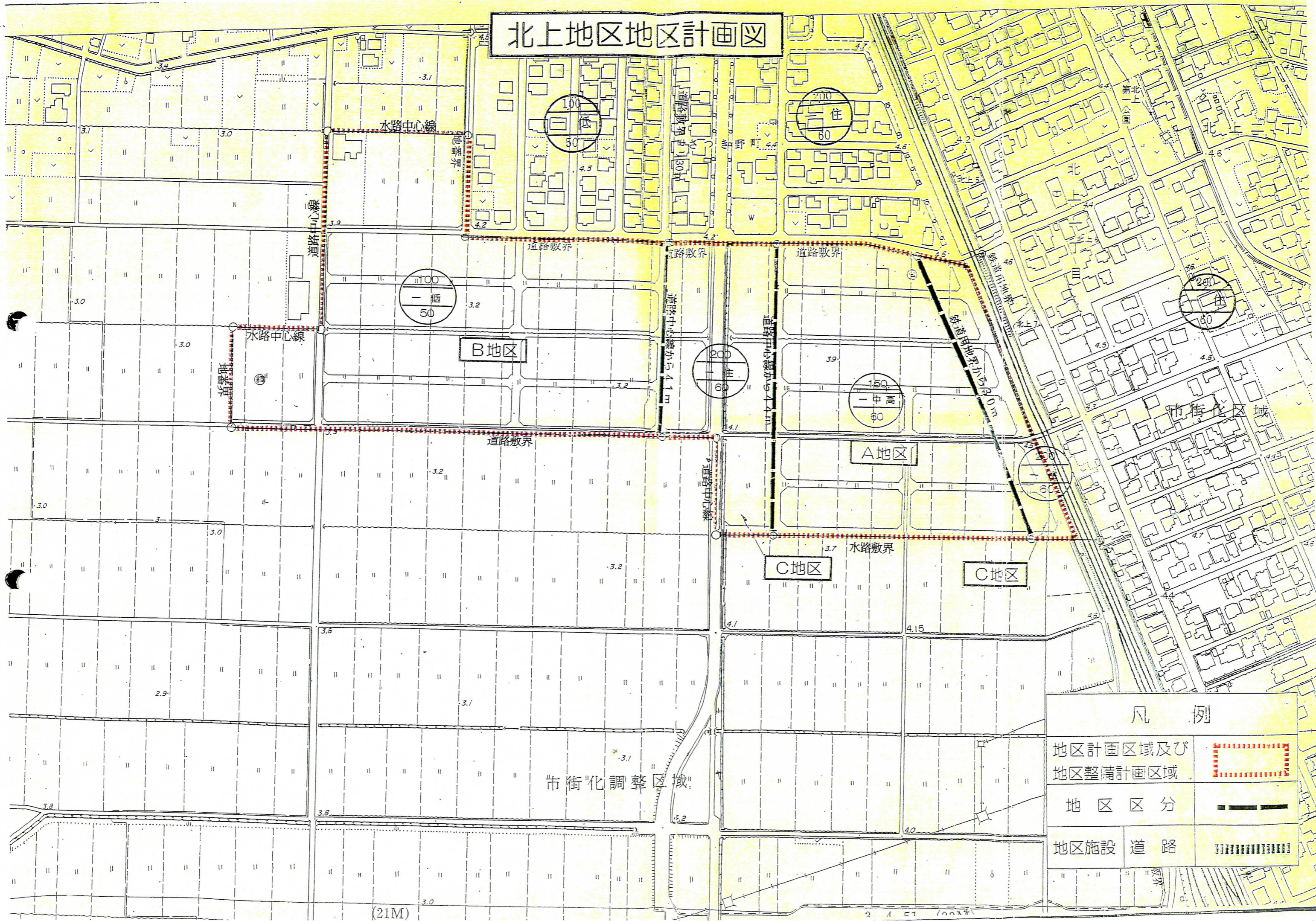


北上地区地区計画

名 称	北上地区地区計画	
位 置	新津市大字北上字中曾根他、大字北上新田字胴作	
面 積	11.3ha	
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、平成元年に新駅（JR信越本線さつき野駅）設置を含めて一体開発された「さつき野町」に隣接していることや国道460号（東バイパス）に近接していることから、交通の利便性の高い地区である。</p> <p>このことから、住宅地としての土地の有効利用が見込まれる地区である。</p> <p>このため地区計画を策定することにより、住宅地としての適正かつ合理的な土地利用を図り、うるおいとゆとりのある住宅地を形成し、保持することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺地域との調和のとれたうるおいとゆとりのある住宅市街地の形成を図るため、本地区を3地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>① A地区 小規模な店舗が立地できるうるおいとゆとりのある住宅地の形成を図る。</p> <p>② B地区 閑静でゆとりのある低層住宅地の形成を図る。</p> <p>③ C地区 背後の住宅地の環境に対する緩衝効果を図りつつ、幹線道路沿線の利便性を生かした商業・業務系の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	—————
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地の環境を形成するため、建築物等の高さの制限、壁面位置の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>
地区計画の区域は、計画図表示のとおり		

地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区	C 地区
		区分の面積	3.6ha	5.6ha
地区施設の配置及び規模		なし		
地区整備に關する事項	建築物等の用途制限	なし	なし	なし
	建築物等の敷地面積の最低限度	なし	なし	なし
	建築物等の高さの制限	建築物の高さは、地盤面より13m以下とする。	なし	なし
		地盤面の高さは、前面道路の路面の中心より0.5m以上高くしてはならない。 ただし、築山等についてはこの限りではない。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	なし		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の壁面の位置は、次の通りとする。 ① 道路境界線より 1.5m ② 隣地境界線より 1.0m ただし、自動車車庫（物置を含む）で軒の高さが 3.0m以下のものはこの限りでない。		
	その他	道路に面する部分のかき又はさくは生垣とし、隣地境界線に面する部分は生垣または透視可能なフェンスで高さ1.2m以下とする。		

北上地区地区計画図



地区計画区域及び地区整備計画区域	
地区区分	
地区施設道路	